

令和6年第2回定例会
土木企業立地推進委員会資料

1 付託案件

- ・ 第122号議案 権利の放棄について
(産業廃棄物処理費用に係る損害賠償金) 2

2 諸般の報告

- ・ 2023年工場立地動向調査の結果について 2

令和6年6月12日
立 地 推 進 部

1 付託案件

- 第 122 号議案 権利の放棄について（産業廃棄物処理費用に係る損害賠償金）

第 122 号議案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

区 分	年度又は期別	金 額	債務者住所氏名	権 利 放 棄 の 理 由
産業廃棄物処理 費用に係る 損害賠償金	平成 15 年度	187,893,935円 及びこれに係 る遅延損害金	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	回収不能のため、権利を放棄するもの

令和 6 年 6 月 4 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

2 諸般の報告

- 2023 年工場立地動向調査の結果について

当該調査において、2023 年 1 月から 12 月の本県の工場立地は以下のとおりとなり、
県外企業立地件数及び工場立地件数において全国第 1 位となった。

【調査結果】

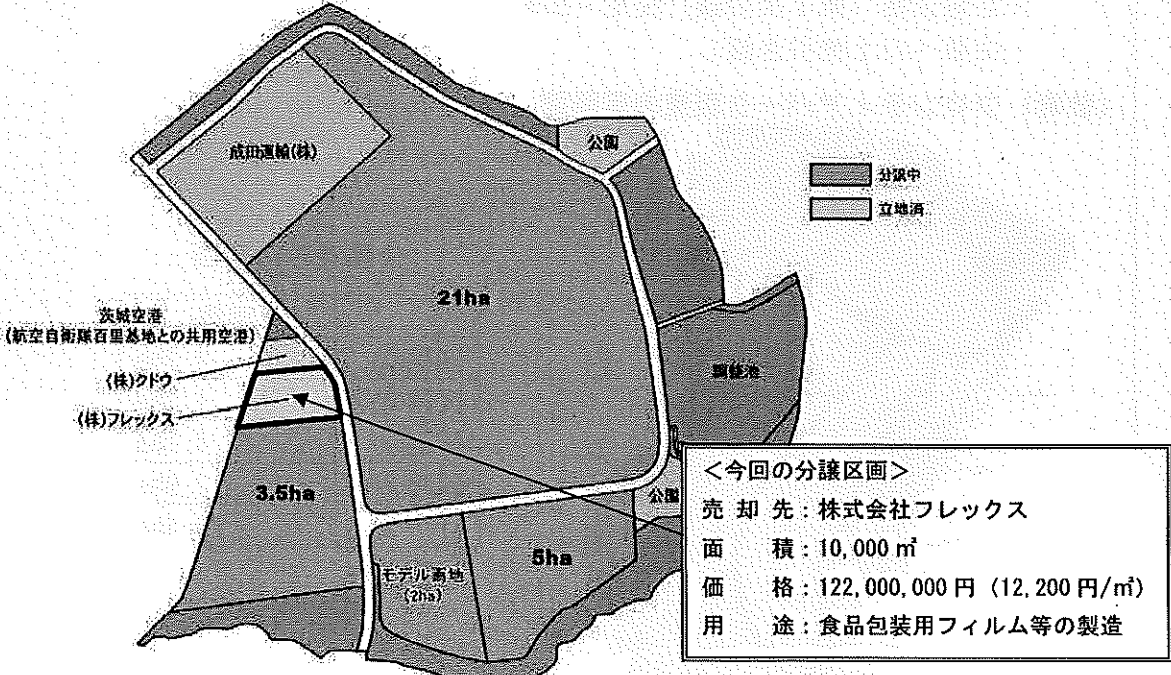
- ・ 県外企業立地件数 47 件 （全国第 1 位）
- ・ 工場立地件数 75 件 （全国第 1 位）
- ・ 工場立地面積 165ha （全国第 2 位）

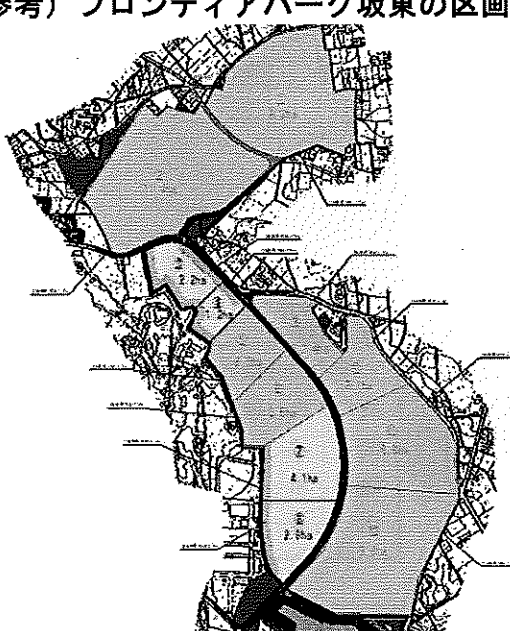
令和6年第2回定例会
土木企業立地推進委員会資料

- 1 【諸 報 告】工場立地動向調査及び雇用調査の結果について・・・2
- 2 【諸 報 告】県有財産の売却について
(茨城空港テクノパーク)・・・・・・・・・・3
- 3 【諸 報 告】県施行による産業用地の開発について・・・・・・・・4
- 4 【付託案件】権利の放棄について
(産業廃棄物処理費用の損害賠償金)・・・・・・・・6

令和6年6月12日
立 地 推 進 部

項 目	工場立地動向調査及び雇用調査の結果について		
1 工場立地動向調査			
(1) 調査概要			
・ 工場立地法等に基づき経済産業省が昭和42年から実施している調査。			
・ 調査対象は、製造業、電気業(※)、ガス業、熱供給業の用に供する工場等を建設する目的で、1,000㎡以上の用地を取得又は借地した事業者。			
(※) 水力発電所、地熱発電所、太陽光発電所を除く。			
(2) 調査結果			
[2023年(1-12月)]			
・ 県外企業立地件数 47件(全国第1位) : 前年比 17.5%増			
・ 工場立地件数 75件(全国第1位) : 前年比 25.0%増			
・ 工場立地面積 165ha(全国第2位) : 前年比 42.8%増(※)			
(※) 面積の表記はha単位だが、計算は㎡単位で行っているため、増減率が一致しない。			
[参考] 茨城県の工場立地動向の推移			
	2021 年	2022 年	2023 年
県外企業立地件数	28 件(全国1位)	40 件(全国1位)	47 件(全国1位)
工場立地件数	51 件(全国2位)	60 件(全国2位)	75 件(全国1位)
工場立地面積	99 ha(全国2位)	116 ha(全国1位)	165 ha(全国2位)
2 雇用調査			
(1) 調査概要			
・ 2023年(1-12月)に本県内で新たに工場用地を取得又は借地した事業者を対象に雇用実態(予定含む)を調査したもの。			
(2) 調査結果			
・ 調査対象企業数 75 社(回答企業数 69 社)			
・ 増加従業員数 3,335 人 ※ 将来の雇用予定者数を含む。			
(内訳)			
・ 雇用形態 正 規 1,230 人(36.9%)			
非正規 2,105 人(63.1%)			
・ 地元雇用者数 2,135 人(64.0%)			

項 目	県有財産の売却について（茨城空港テクノパーク）
【直近の土地売却状況】	
1 茨城空港テクノパークの分譲	
(1) 売却先	
・企業名	株式会社フレックス
・本 社	栃木県足利市
・事業内容	食品包装用フィルム等の製造・販売
・従業員数	38名
(2) 売却地	
・土地の所在	小美玉市下吉影字テクノパーク2164番2の一部
・面 積	10,000㎡
・契 約 額	122,000,000円 (12,200円/㎡)
(3) 経緯及び計画	
・契 約 日	令和6年3月18日
・操 業 開 始	令和8年4月（予定）
2 茨城空港テクノパークの概要	
(1) 事業主体	茨城県
(2) 分譲面積	37.2ha
(3) 分譲開始	平成18年度
【分譲図】	
	

項 目	県施行による産業用地の開発について												
1 坂東山地区土地造成事業の進捗について（企業局共管） （1）事業概要 ・名 称：フロンティアパーク坂東 ・所 在 地：茨城県坂東市山ほか ・面 積：約71.9ha／分譲面積：約59.3ha ・事業開始：令和4年度（令和4年度当初予算～） （2）進捗状況 ①用地取得の状況（6月5日現在） ・契約者242件／地権者247件（進捗率98.0%） ・未契約者の状況 相続登記が必要な案件、相続財産清算人制度の利用が必要な案件など ②公募スケジュール 令和5年9月 ：公募要領（第1次分譲）の公表 ※4区画を先行して公募し、その他の区画については、用地取得の進捗状況に合わせ、順次、公募予定 12月 ：譲受申込書の受付（2週間） ※複数の企業から申込みあり。現在、立地企業の審査等に関する手続きなどを進めているところ。 ③造成工事 令和6年3月 ：造成工事着手（一部宅地造成工事、調整池・雨水排水工事） （3）今後のスケジュール（予定） ・立地企業（第1次分譲）決定・公表 ・企業への土地引き渡し （参考）フロンティアパーク坂東の区画面図  公募済みの区画 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区画③</td><td>2.2ha</td></tr> <tr> <td>区画④</td><td>1.2ha</td></tr> <tr> <td>区画⑦</td><td>4.1ha</td></tr> <tr> <td>区画⑧</td><td>2.9ha</td></tr> <tr> <td>計</td><td>10.4ha</td></tr> </tbody> </table>			面積	区画③	2.2ha	区画④	1.2ha	区画⑦	4.1ha	区画⑧	2.9ha	計	10.4ha
	面積												
区画③	2.2ha												
区画④	1.2ha												
区画⑦	4.1ha												
区画⑧	2.9ha												
計	10.4ha												

2 ひたちなか地区土地造成事業の進捗について（企業局共管）

（1）事業概要

①第1期拡張地区

- ・名 称：常陸那珂工業団地（第1期拡張地区）
- ・所 在 地：茨城県ひたちなか市新光町地内
- ・面 積：約 23.2ha／分譲面積：約 22.6ha
- ・事業開始：令和5年度（令和5年度当初予算～）

②第2期拡張地区

- ・名 称：常陸那珂工業団地（第2期拡張地区）
- ・所 在 地：茨城県ひたちなか市新光町地内
- ・面 積：約 38.3ha／分譲面積：約 35.3ha
- ・事業開始：令和5年度（令和5年度9月補正予算～）

（2）進捗状況

①第1期拡張地区

- ・令和5年12月：都市計画事業の認可取得（工業団地造成事業）
- ・令和6年3月：国有地取得、造成工事着手（宅地造成工事）

②第2期拡張地区

- ・令和6年2月：都市計画事業の認可取得（工業団地造成事業）
- ・令和6年5月：国有地取得

（3）今後のスケジュール（予定）

①第1期拡張地区

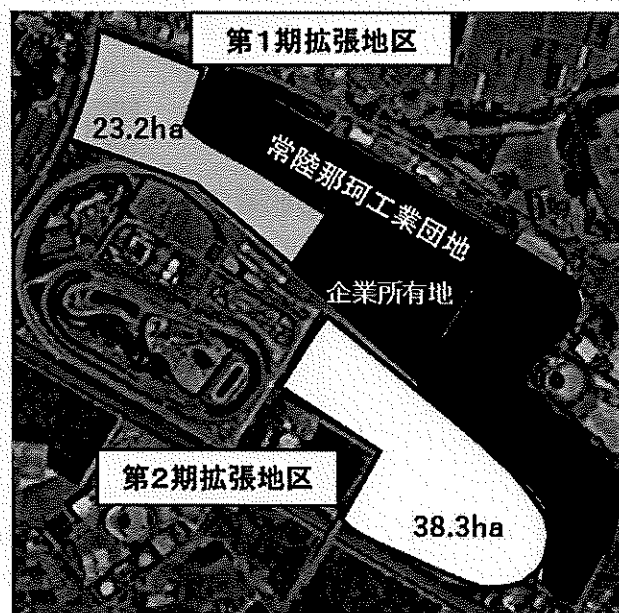
令和7年度：分譲開始

②第2期拡張地区

令和6年度：造成工事着手

令和8年度：分譲開始

（参考）常陸那珂工業団地拡張地区の区画図



提出議案（条例は除く）の概要

宅地整備販売課

議案の名称	権利の放棄について (産業廃棄物処理費用の損害賠償金)
1 現況・課題	○ 平成13年、XXXXXXXXXXが県有地(伊奈・谷和原丘陵部地区)に埋設した産業廃棄物を、県が撤去(処理費用 195,073,935 円)。 ○ 平成15年10月、最高裁判決により、XXXXXXXXXX外3名(債務者)が「廃棄物の処理費用及びこれに係る遅延損害金」を県に支払うことが確定。 ○ 法人の解散や一部の債務者が死亡する中、分割納付等で債権回収を進めていたが(回収額 7,180,000 円)、回収期間の短縮を図るため、強制執行等も視野に、残る債務者1名の財産調査を行うとともに、自宅訪問も含め返済交渉を断続的に実施。 ○ そうした中、債務者の代理人弁護士により、破産手続きが進められ、債務者に対する裁判所の免責許可が令和6年2月に確定した。
2 必要性・ねらい	法人の解散、死亡後相続放棄及び自己破産により回収不能となった債権について、法令等に沿った適切な債権管理を行うため、権利を放棄する。
3 内 容	債務者が破産等により免責され回収不能な債権について、「県の債権(私債権)に係る権利の放棄の基準」により権利の放棄を行う。 放棄権利 産業廃棄物処理費用の損害賠償金に係る債権 放棄金額 187,893,935 円及びこれに係る遅延損害金 債 務 者 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX外3名 放棄理由 法人の解散1社(平成 14 年 12 月) 死亡2名(相続放棄)(平成 25 年9月、令和4年3月) 自己破産1名(令和6年2月)
4 参考事項	○県の債権(私債権)に係る権利の放棄の基準(抜粋・R2.10 策定) 主たる債務者及びその保証人又は連帯保証人等全ての債務者について、その状況が次のいずれかに該当するもの。 (4) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 253 条第1項、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 204 条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免かれたこと。

令和3年度包括外部監査結果報告への対応

テーマ：債権（県税に係るものを除く）の管理に関する財務事務の執行について

令和6年6月12日
立 地 推 進 部

(様式 3 - 1)

令和 3 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について		担当部・課 立地推進部宅地整備販売課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等	
所管課の対応は、少額でも回収することを優先してのものであるが、現状の返済が続くと回収期間が極めて長期的となるので、あらゆる方策を講じ回収期間の短縮を図らなければならない。	回収期間の短縮を図るため、債務者に対して、強制執行等も視野に、財産調査を行うとともに、自宅訪問も含め返済交渉を断続的に実施。 そうした中、債務者の代理人弁護士により、破産手続きが進められ、債務者に対する裁判所の免責許可が令和 6 年 2 月に確定したことに伴い、法令等に沿った適切な債権管理を行うため、当該債権の放棄の手続きを進め、未収債権の解消に努めた。	

令和6年第2回定例会 土木企業立地推進委員会資料

改革工程表

○出資団体	
・ 公益財団法人茨城県開発公社	2
○特別会計	
・ 鹿島臨海工業地帯造成事業	4
・ 都市計画事業土地区画整理事業（TX沿線開発）	6

令和6年6月12日

立地推進部

改革工程表2(年度別実行計画)

団体(会計)名及び部局・課名	公益財団法人 茨城県開発公社	立地推進部立地整備課
改革遂行責任者	理事長、専務理事、常務理事	立地推進部長、立地整備課長 総務部長、出資団体指導監

改革方針	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【1 今後の団体のあり方】 ・公益法人として、安定的かつ継続的な経営を確保				
【2 保有土地の処分】 (1) 公社保有の団地 ・市町村・民間企業との連携等による新たな工業団地の開発推進(稲敷工業団地等) ・公益目的事業として収支相償の実現				
(2) 県保有の団地 ・公共工業団地の早期分譲 造成済工業団地31.3haのうち、4年間(R5~8)で28ha処分。 オーダーメイド方式工業団地155.4haのうち、4年間(R5~8)で88.8ha処分(R11までに完売) ・未造成工業団地等の早期処分・活用				

※注 ◆ は対応時期(◆)が明確な事項を表示、
 は改革期間及び推進事項を表示
 []は目標達成状況、【 】は修正後の目標を表示

改革方針	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【3 着実な事業運営】				
(1) 国民宿舎「鵜の岬」 年間目標 ・宿泊者数 R8年度までに60,000人 (R4年度実績:56,699人) ・安定的な収益性の確保	サービス及びブランド力の強化と安定的な収益性の確保			
	58,000人 [58,125人]	58,500人	59,000人	60,000人
(2) いこいの村瀬沼 年間目標 ・宿泊者数 R8年度までに30,000人 (R4年度実績:26,817人) ・収益性の向上に向けた検討	地域資源の活用と魅力ある商品提供による売上向上と経営状況に応じた施設のあり方検討			
	29,000人 [23,896人]	29,300人	29,600人	30,000人
(3) 公社ビル 年間目標 ・年間平均入居率9割超	高いテナント入居率の維持による安定的な収入の確保			
	9割超 [91.5%]	9割超	9割超	9割超
(4) 茨城空港旅客ターミナルビル ・収益力の向上	路線拡充及びイベントの開催などによる収益力の向上			
	「チャーター便誘致」 [国際線運航再開] [県及び地元市と連携したイベントの開催]			
(5) 水道事業 ・安全・安心な水の安定的な供給	浄水場の安定的かつ効率的な運営と水道の普及促進・啓発等の実施			
	[水の安定的な供給のための浄水場の運転管理] [水道の普及促進・啓発等の実施]			
【4 進行管理結果の公表】	毎年度の進行管理結果を県議会に報告するとともに、ホームページなどで公表			
	[R5.6月 県議会報告] [R5.6月 県ホームページ公表]			

※注 ◆- [] は対応時期(◆)が明確な事項を表示、 ⇄ は改革期間及び推進事項を表示 []は目標達成状況, 【 】は修正後の目標を表示

改革工程表2(年度別実行計画)

会計名及び部局・課名	鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計	立地推進部 立地整備課
改革遂行責任者	立地推進部長・立地整備課長・総務部長・財政課長	

改革方針	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【1今後の会計のあり方】	特会を廃止した場合における課題(残余財産・負債等)の解決に向けた検討及び地元市との調整		
○収束に向けた検討			
	[地元市との調整会議 2回]		
【2保有土地の処分促進】	5. 5ha処分 [10.0ha]		
(1)工業用地等の処分促進			
○全面積16.3haを3年間で処分		5. 4ha処分	5. 4ha処分
◇奥野谷浜工業団地 ◇北公共埠頭関連用地	県各関係部署、地元市、立地企業等の協力・連携による情報収集 企業への積極的な訪問等の実施、優れた立地環境や各種優遇制度などを積極的にPR		
◇神之池東部地区	隣接企業等への処分促進		

※注 [] は目標達成状況を表示

⇔ は改革期間及び推進事項を表示

改革方針	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(2)代替地の処分促進 <代替地> ○全面積3.2haを3年間で処分 <未利用替地> ○処分方針に基づく処分推進	3. 2ha処分		
	[0 h a]		
	用地提供者等との積極的な協議による処分の推進 相続等の個別事情を抱えた案件については、その動向等を考慮しつつ早期解決に向け交渉		
	一般競争入札及び随意契約による処分		
	[1 . 3 h a]		
	保有土地台帳物件の現況調査、入札適正物件の掘り起こし 問い合わせを有する物件から測量及び不動産鑑定を実施 県報、ホームページ、現地看板を活用した入札案内の徹底		

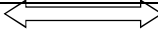
※注 [] は目標達成状況を表示

↔ は改革期間及び推進事項を表示

改革工程表2(年度別実行計画)

会計名及び部局・課名	都市計画事業土地区画整理事業特別会計(TX沿線開発)	立地推進部宅地整備販売課
改革遂行責任者	立地推進部長、宅地整備販売課長、総務部長、財政課長	

改革方針					平成22～26年度	平成27～30年度	令和元～4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～11年度
【1 今後の会計のあり方】 ・将来負担対策					県債の繰上償還対策(TX償還剰余金活用)、金利負担対策、関連公共施設整備負担分の拡大等							
【2 土地処分の推進】 (1) 保有土地の処分 (単位:ha)					【県債の繰上償還対策(TX償還剰余金活用)、金利負担対策、関連公共施設整備負担対策実施等】							
	計画面積	H26末処分済	H27～R4処分面積	残面積								
全保有土地	416.6	163.4	176.7	76.5				11.0ha	概ね11.0ha/年 【概ね10.5ha/年】	概ね11.0ha/年 【概ね10.5ha/年】	概ね11.0ha/年 【概ね10.5ha/年】	概ね11.0ha/年 【概ね10.5ha/年】
					[50.1ha]	[88.6ha]	[88.1ha]	[13.7ha]				
伊奈・谷和原地区	76.2	29.4	45.0	1.8				0.3ha	概ね0.3ha/年 【概ね0.1ha/年】	概ね0.3ha/年 【概ね0.1ha/年】	概ね0.3ha/年 【概ね0.1ha/年】	概ね0.3ha/年 【概ね0.1ha/年】
					[10.2ha]	[26.0ha]	[19.0ha]	[1.4ha]				
つくば地区※	340.3	134.0	131.7	74.7				10.7ha	概ね10.7ha/年 【概ね10.4ha/年】	概ね10.7ha/年 【概ね10.4ha/年】	概ね10.7ha/年 【概ね10.4ha/年】	概ね10.7ha/年 【概ね10.4ha/年】
					[39.9ha]	[62.6ha]	[69.1ha]	[12.3ha]				
※4地区(島名・福田坪、上河原崎・中西、萱丸、葛城)の合計												
・4か年目標(R5～8) 44.0haの処分												
(2) 処分方策					各地区の特性に応じターゲットを絞った戦略的な企業誘致活動、民間の販売力の積極的活用、効果的な情報発信と魅力あるまちづくりの推進等							
					【事業用定期借地権制度の活用、民間卸の推進、民間経験者の採用等による土地販売体制の強化等】							
【3 事業費の縮減と有利な財源の確保】					整備計画の見直し・整備内容の再点検、国庫補助事業や交付税措置のある県債の導入等							
					【道路構造の変更、区画道路整備への交付金の活用等】							

※注  は工程を表示
[] は目標達成状況、【 】は修正後の目標

※端数処理の関係で合計が一致しない箇所がある。

令和6年度 公の施設等運営状況報告

立地推進部

令和6年6月12日（水）

目 次

1	運営状況報告の概要	3
2	施設別運営状況報告	
(1)	県所有施設	該当なし
(2)	出資団体等所有施設	
	【立地整備課】	
	いこいの村潤沼	5
	茨城空港旅客ターミナルビル	10

○ 運営状況報告の概要

- 令和6年度の所管施設数は2施設であり、いずれも出資団体等所有施設。
- いこいの村涸沼については、当面は、現在の管理手法を継続するが、収益性や社会経済状況など、様々な状況を勘案しながら、適切な経営のあり方を検討していく。
- 茨城空港旅客ターミナルビルについては、現在の管理手法を継続し、今後、国が空港経営改革の中で進める国管理空港の民間委託の動向を踏まえながら、将来的に適切な管理手法を検討していく。

		現状維持	施設のあり方 検討	民間活力導入等 による運営改善	他団体への 譲渡・譲与	廃止・休止 ・統合	計
出資団体等 所有施設	今回報告	2	0	0	0	0	2
	前回報告 (県有施設等調特)	2	0	0	0	0	2

令和 6 年度 公の施設等運営状況報告書
(出資団体等所有施設)

立地整備課（立地推進部）
令和 6 年 6 月 12 日（水）

○施設名 いこいの村涸沼【所有団体：公益財団法人茨城県開発公社】

1 現状

(1) 施設の概要

- いこいの村涸沼は、昭和 52 年、当時の雇用促進事業団（以下「事業団」という。）が勤労者福祉施設として設置し、平成 17 年に茨城県開発公社（以下「開発公社」という。）が施設を取得した。
- 涸沼周辺に立地する唯一の宿泊施設として、開発公社では地元市町と連携しながら集客を図り、公益的な地域活性化を推進している。
- また、施設周辺の涸沼園地において、開発公社の公益目的事業として、自然環境の保護及び整備を図り、教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発展に寄与することを目的とした、園地整備・管理事業を実施している。

(参考 1) いこいの村涸沼の概要

所 在 地	銚田市箕輪 3604 番地	敷 地 面 積	151,100.53 m ² （開発公社所有地）
開 業 年 月 日	昭和 52 年 4 月 20 日	延 床 面 積	6,697.59 m ²
運 営 経 緯	・昭和 52 年に事業団が設置し、平成 16 年 3 月 30 日までは県が施設の管理・運営に係る業務委託を受け、開発公社への再委託により運営。 ・平成 16 年 3 月に県が雇用・能力開発機構（旧事業団）から施設の譲渡を受け、開発公社へ管理運営業務を委託。 ・平成 17 年 3 月に開発公社が県から譲渡を受け、開発公社の自主運営となる。		
客 室 数	38 室	定 員	130 人（令和 5 年 4 月 1 日～）
事 業 内 容	会議・研修及びスポーツ・レクリエーション施設を備えた宿泊施設等の運営		
宿泊料(平日)	大人 12,700 円～30,500 円、子供 7,800 円、幼児 5,929 円（1泊2食、税・サービス料金込）		
館 内 施 設	宴会場（ホール 1 会場、小広間 6 会場）、会議室（2 会場）、レストラン、喫茶・売店等、展望温泉風呂		
付 帯 施 設	グラウンド・ゴルフ場、パターゴルフ場、インフォメーションプラザ、プール、スポーツプラザ、多目的広場、キャンプ場		

(2) 管理体制（令和6年4月1日時点）

○ 従業員数は81人で、内訳はプロパー職員が12人、嘱託職員が14人、パート職員が55人となっている。

(3) 利用状況

- 平成26年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった令和2年度及び令和3年度を除き、宿泊者数は順調に増加している。
- 令和5年度については、原材料費等の高騰を受けて4月から宿泊料の値上げを行ったことが一因となり、4～8月は宿泊者数が減少したが、新規イベントや積極的な営業活動等を実施したことで、9月以降の宿泊者数は前年度と同程度まで回復した。

(参考2) 利用実績等

(単位：人、%)

	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
宿 泊 者 数	29,440	30,848	33,464	35,391	35,973	33,483	12,093	15,952	26,817	23,896
宿泊定員利用率	56.6%	58.6%	68.5%	72.5%	73.9%	70.7%	36.4%	45.8%	65.5%	56.4%

(参考3) 令和5年度月別宿泊者数等

(単位：人、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
営 業 日 数	30	31	26	29	29	26	27	28	29	25	20	26	326
宿 泊 者 数	1,712	1,926	1,610	2,431	2,676	1,815	2,139	2,191	2,222	1,794	1,355	2,025	23,896
令和4年度比	82.3%	80.6%	70.1%	85.2%	83.8%	101.1%	96.0%	95.4%	92.5%	103.3%	89.7%	99.6%	89.1%
宿 泊 定 員	3,900	4,030	3,380	3,770	3,770	3,380	3,510	3,640	3,770	3,250	2,600	3,380	42,380
宿泊定員利用率	43.9%	47.8%	47.6%	64.5%	71.0%	53.7%	60.9%	60.2%	58.9%	55.2%	52.1%	59.9%	56.4%

(4) 経営状況

- 経営状況については、大規模な改修を行った平成 27 年度以外は黒字経営を継続してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度以降の収支は悪化したものの、コロナ禍後は回復の傾向を見せている。

(参考 4) 経営状況等〈直近の施設の収支状況等〉

(単位：千円、人)

年度	収入計 (A)	うち利用料	うち県支援額	支出計 (B)	うち人件費	うち維持管理費	収支 (A-B)	宿泊者 (人)
H26	541,750	516,520		536,850	221,667	289,796	4,900	29,440
H27	521,152	517,531		699,394	248,546	410,929	△178,242	30,848
H28	591,537	558,836		554,738	238,430	276,978	36,799	33,464
H29	573,991	560,612		558,551	228,559	298,313	15,440	35,391
H30	580,199	569,213		568,192	236,706	300,680	12,007	35,973
R1	550,361	525,213		541,976	228,062	278,955	8,385	33,483
R2	209,833	185,184		316,592	147,838	135,526	△106,759	12,093
R3	269,221	241,592	9,986	326,318	135,188	165,994	△57,097	15,952
R4	423,177	418,305		436,599	161,958	244,602	△13,422	26,817
R5	469,673	467,046		487,167	193,597	265,944	△17,494	23,896
平均	473,090	456,006	9,986	502,638	204,056	266,772	△29,549	27,736

※収入のうち、R3 の県支援額は新型コロナウイルス感染症対策に係る協力金等

※R5 は、評議員会決算承認前の暫定値

(参考 5) 直近の大規模修繕 (10,000 千円以上の修繕)

(単位：千円)

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	－	
H27	166,804	増改築工事 (新館増築、レストラン、フロント、エントランス、給排水衛生設備、客室トイレ洗面台ほか)
H28	－	
H29	－	
H30	－	
R1	24,600	高圧受電設備更新
R2	－	
R3	－	
R4	－	
R5	－	
計	191,404	

(5) 周辺エリアの動向

- 涸沼は様々な生物の生息地であり、多くの渡り鳥の飛来地となっていることから、平成 27 年に国際条約「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」に登録された。
- これに伴い、銚田市、茨城町及び大洗町は、ラムサール条約に登録された涸沼の保全・再生、賢明な利用（ワイズユース）、交流・学習等を推進し、周辺地域の観光や地域振興を図るため、3 市町、関係団体、金融機関等の代表者で構成される「ラムサール条約登録湿地ひぬまの会」を設立し、各団体と連携をしながら活動を行っている。
- また、国は、涸沼の生物多様性や豊かな湿地の保全及び賢明な利用（ワイズユース）を推進していくための拠点として、「涸沼水鳥・湿地センター」を銚田市と茨城町の 2 か所に設置することとし、令和 6 年完成に向けて整備を進めている。

(6) 議会からの提言

（平成 26 年県出資団体等調査特別委員会）

- 福祉施設については、収益性や経済状況を勘案しながら、民間への譲渡なども視野に入れて、適切かつ柔軟な経営に取り組むべきである。

2 課題

- いこいの村涸沼は、涸沼周辺に立地する唯一の宿泊施設として、ラムサール条約登録による観光客の受入れや、茨城空港利用客等への宿泊施設の提供などの役割も期待されており、引き続き、サービスの向上を図り、利用者の満足度を高めて、収益の確保に努める必要がある。
- 一方で、施設がオープンしてから築 40 年以上が経過しており、平成 27 年度に大規模な改修を実施したものの、今後も老朽化による施設設備等の修繕等を行う必要がある。
- また、コロナ禍や物価高騰など、社会経済状況の変化を踏まえながら、安定的、継続的な経営に取り組む必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第5回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 当面は、現在の管理手法を継続し、適切な経営のあり方を検討していく。

【理由】

- 集客力を向上させるため、新館の増築・改修やスポーツレクリエーションの実施など宿泊以外についても取り組んできた結果、大規模な改修を行った平成27年度以外は黒字基調を維持してきた。新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった令和2年度以降の収支は悪化したものの、コロナ禍後は回復の傾向を見せていることから、引き続き、様々な売上向上策の検討・導入等により収益の確保に努める。
- また、施設を適切に維持管理するため、計画的に施設修繕を行っていく。
- 当面は、現在の管理手法を継続するが、収益性や社会経済状況など、様々な状況を勘案しながら、適切な経営のあり方を検討していく。

1 現状

○ 茨城空港旅客ターミナルビルは、平成 22 年 3 月の茨城空港の開港に伴い設置された施設である。

所 在 地	小美玉市与沢 1601-55										
開業年月日	平成 22 年 3 月 11 日										
施 設 概 要	敷地面積：約 8,000 m ² （国有地） 延床面積：8,254.17 m ² 建物の構造：鉄骨造地上 2 階建（一部 3 階建）										
設 置 目 的	茨城空港の旅客ターミナルビルとして設置										
事 業 内 容	旅客ターミナルビル事業										
利 用 料 金	テナント：売上げの 10%を基本に歩合制 事 務 所：固定賃料 PSFC（旅客取扱施設利用料）：国際線（出国旅客 1 人当たり） <table border="0" style="float: right;"> <tr> <td>大人（満 12 歳以上）</td><td>530 円</td></tr> <tr> <td>小人（満 2 歳以上 12 歳未満）</td><td>260 円</td></tr> </table> 国内線（出発・到着旅客 1 人当たり） <table border="0" style="float: right;"> <tr> <td>大人（満 12 歳以上）</td><td>100 円</td></tr> <tr> <td>小人（満 3 歳以上 12 歳未満）</td><td>50 円</td></tr> </table>			大人（満 12 歳以上）	530 円	小人（満 2 歳以上 12 歳未満）	260 円	大人（満 12 歳以上）	100 円	小人（満 3 歳以上 12 歳未満）	50 円
大人（満 12 歳以上）	530 円										
小人（満 2 歳以上 12 歳未満）	260 円										
大人（満 12 歳以上）	100 円										
小人（満 3 歳以上 12 歳未満）	50 円										

(2) 管理体制（令和6年4月1日時点）

- 茨城空港開港時の国土交通省東京航空局による旅客ターミナルビルの管理及び運営を行う事業者の公募により、茨城県開発公社が選定され、管理運営は茨城県開発公社が直営で実施している。
- 配置人数は21人（兼務職員1人、県派遣職員1人、プロパー職員4人、嘱託職員6人、パート職員9人）である。

(3) 利用状況

- 令和5年度の旅客数は、国内線では過去最高となる70万人となるとともに、国際線を合わせた全体で74万8千人と、過去最高を記録した2019年度の77万6千人に迫る水準となった。また、来場者数はコロナ禍の2年間（令和2～3年度）は大きく減少したものの、令和4年度及び令和5年度は100万人を超える来場者があり、回復傾向にある。

（参考2）茨城空港旅客数の推移

（単位：人）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (ピーク)	R2	R3	R4	R5	R5/ ピーク
旅客数	538,215	554,350	612,316	680,670	760,402	776,002	208,570	279,745	596,536	748,396	96.4%

（参考3）茨城空港来場者数の推移

（単位：人）

年度	H26	H27	H28	H29	H30 (ピーク)	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ ピーク
来場者数	1,429,500	1,402,300	1,386,700	1,460,400	1,552,100	1,464,700	514,900	673,400	1,173,700	1,360,500	87.7%

(4) 経営状況

- 平成 22 年 3 月の開港以降黒字を継続していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による旅客数の大幅な減少やテナントの撤退により、令和 2 年度以降赤字となっている。
- 令和 5 年度については、国内線の旅客需要の大幅な回復や、国際線における台北便の通年運航などにより、海外との往来が再開し、令和 4 年度と比較すると改善傾向にある。

(参考 4) 経営状況等<直近の施設の収支状況等>

(単位：千円)

年度	収入計		支出計			収支 (A-B)
	(A)	うち利用料収入	(B)	うち人件費	うち維持管理費	
H26	485,791	347,848	446,730	33,650	238,297	39,061
H27	491,620	365,973	466,712	37,221	248,563	24,908
H28	395,331	361,079	378,725	51,910	253,717	16,606
H29	391,223	348,477	380,444	52,399	256,169	10,779
H30	412,680	364,656	408,493	52,302	268,164	4,187
R 1	405,081	352,680	399,265	69,853	255,121	5,816
R 2	271,533	219,291	359,903	65,438	223,788	△88,370
R 3	257,551	207,701	352,298	65,672	234,875	△94,747
R 4	300,653	249,163	368,413	56,773	241,948	△67,760
R 5	369,576	292,156	389,101	51,920	244,571	△19,525
平均	378,103	310,902	395,008	53,714	246,521	△16,905

※R5 は、評議員会決算承認前の暫定値

(参考5) 直近の大規模修繕の推移 (10,000 千円以上の修繕)

(単位：千円)

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	－	
H27	15,300	国際線チェックインカウンターモニター化改修工事
H28	－	
H29	－	
H30	92,854	到着ロビー増築工事
R 1	－	
R 2	－	
R 3	－	
R 4	－	
R 5	－	
計	108,154	

(5) 周辺エリアの動向

- 平成26年7月に小美玉市が、空のえき「そ・ら・ら」を開業し、年間来場者数40万人を超える中核的な地域振興の拠点施設となっている。
- このため、県では、イベント開催時をはじめ、相互の来場者の周遊を促進し、交流拡大による本地域の活性化を図っている。
- 令和3年6月に茨城空港アクセス道路が全線開通となった。

(6) 議会からの提言

(平成 26 年県出資団体等調査特別委員会)

- 茨城空港旅客ターミナルビルの運営は、できる限り精度の高い収支予測を前提とし、県への新たな財政負担とならないよう、誘客促進などに取り組むとともに、収益性や経済状況を勘案しながら、民間への譲渡も視野に入れて、適切な経営に取り組むべきである。
- 空港ターミナルビルのあり方については、例えば、ジェトロ事務所の開設により、生鮮食品の輸出や販路拡大などもあることから、部局横断的な考え方で定めていくべきである。

(令和 4 年変革期をリードする新時代の茨城づくり調査特別委員会)

- 長期無利子貸付がなされているものについても、多額の税金が使われている認識を持って説明が必要である。

2 課題

- 今後、新たな路線の誘致等により収支改善を図るとともに、旅客数の増加が見込まれる場合は、将来的な旅客ターミナルビルのあり方について検討する必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第5回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現在の管理手法を継続し、適切な施設運営を行う。

【理由】

- 令和5年度の旅客数は748,396人と、過去最高を記録した令和元年度の96.4%まで回復したほか、来場者数も、令和4年度に続き100万人を超え、収支は改善傾向にあることから、現在の管理手法を継続し、適切な施設運営を行う。
- 茨城空港の民航機の乗り入れについては、令和5年10月29日から、弾力的な運用が開始されたことから、新たな路線の誘致等により、利用者の増加に取り組むとともに、今後の旅客ターミナルビルのあり方について検討していく。
- 施設の運営については、今後、国が空港経営改革の中で進める国管理空港の民間委託の動向を踏まえながら、将来的に適切な管理手法を検討していく。